

○仙北市病院事業会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程

令和2年3月26日病院事業管理規程第5号

仙北市病院事業会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仙北市病院事業会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仙北市条例第35号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例第1条に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年仙北市条例第37号。以下「給与条例」という。）第3条及び仙北市単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（平成17年仙北市規則第32号）第3条に定める給料表を準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その内容の複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める会計年度任用職員適用号給表によるものとする。

(職務の級及び号給の基準)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別表に定める会計年度任用職員適用号給表に従い仙北市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が決定する。

(給料等の支給)

第5条 条例第7条第2項に規定する規則で定める給料の支給方法は、給与条例の例により支給する。

2 月額で支給するフルタイム会計年度任用職員の給料、特殊勤務手当の例による給料（以下「給料等」という。）の計算期間は月の1日から末日までとし、その支給日は当月の21日とする。

3 日額、時間額又は月額で支給するパートタイム会計年度任用職員の給料等の計算期間は月の1日から末日までとし、その支給日は翌月の21日とする。

4 前2項の支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。

5 月額で支給する給料について、会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

6 月額で支給する給料について、会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

7 前項の規定により給料を支給する場合を除き、月額で支給する給料について、計算期間の初日から支給するとき以外のとき又は計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、第9条第3号に定める勤務1時間当たりの給料額にその計算期間において実際に勤務した時間数を乗じて得た額とする。

(給料の返納)

第6条 会計年度任用職員の給料が、給料の計算期間中給料の支給日後において退職、休職、停職、減給又は専従許可を受けた場合等により過払となった場合は、その際返納させなければならない。

(割増給料の支給基準)

第7条 特殊勤務手当の例による給料(以下「割増給料」という。)は、条例第3条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員に支給される給料の日額、時間額又は月額区分による支給方法により支給するものとし、その額は、次の表の左欄に掲げる給料の同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額を基礎として算出するものとする。

特殊勤務手当の例による給料	日額	条例第3条第1項第1号に規定する給与条例適用職員(以下「給与条例適用職員」という。)に適用される割合を乗じて得た額又は手当の額
	時間額	
	月額	

(端数計算)

第8条 パートタイム会計年度任用職員について、給料又は割増給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該パートタイム会計年度任用職員の給料又は割増給料の額とする。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第9条 条例第4条に規定する規程で定める勤務1時間当たりの給料額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 給料が日額の場合 給料に割増給料(特殊勤務手当の例による給料を除く。以下この条において同じ。)を加えた額を定められた勤務時間数で除して得た額
- (2) 給料が時間額の場合 給料に割増給料を加えた額
- (3) 給料が月額の場合 給料に割増給料を加えた額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について1週間当たりの定められた勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1週間当たりの定められた勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間に仙北市病院事業会計年度任用職員就業規程(令和2年病管規程第4号。)第12条に規定する休日数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額

(時間外勤務等に係る報酬)

第10条 時間外勤務手当の例による給料、休日勤務手当の例による給料及び夜間勤務手当の例による給料を支給する場合における勤務1時間当たりの給料額は、前条各号に定める額とする。

(期末手当基礎額及びその算出に用いる在職期間の計算)

第11条 給与条例第24条第5項の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

- 2 期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 給料が日額の場合 給料額に算定期間(期末手当基準日(6月1日及び12月1日をいう。)以前6か月以内の期間をいう。以下同じ。)におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を、算定期間におけるその者の在職期間の月数で除して得た額
 - (2) 給料が時間額の場合 給料額に算定期間におけるその者の勤務時間数を乗じて得た額を、算定期間におけるその者の在職期間の月数で除して得た額
 - (3) 給料が月額の場合 給料額
- 3 前項の月数の計算は、民法(明治29年法律第89号)第143条に定めるところによる。ただし、在職期間が1か月に満たない場合は、当該在職期間の勤務日数を21で除して得た数をもって同項の月数とする。
- 4 会計年度任用職員の期末手当が、期末手当の支給日後において、離職し、若しくは死亡したことにより条例第9条に規定する任用期間が6か月に満たないこととなった場合等により

過払となった場合は、その際返納させなければならない。

(通勤に要する費用弁償の額及び支給方法)

第12条 給料が日額又は時間額で支給される職員の通勤に要する費用弁償については、給与条例第13条第2項第2号に規定される額を21で除して得た額（以下「基本額」という。）に実労働日数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給与条例適用職員の1か月分の通勤手当の額を超える場合にはこれを限度とする。

2 基本額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって基本額とする。

3 費用弁償の計算期間は、月の1日から末日までとし、その支給日は翌月の21日とする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

会計年度任用職員適用号給表

給料表	職務の級	基準号給	上限号給	職種	
行政職	1	1	25	一般事務	
	1	7	35	医師事務補助作業員、保育士	
	2	1	25	病院情報システムのSE及びSEに準ずる者	
行政職Ⅱ	1	1	41	看護助手、その他助手、運転手	
	1	15	51	看護助手、中材助手、ボイラー技士	
医療職Ⅰ	1	1	9	初期臨床研修医師	
	2	1	61	医師・歯科医師	
医療職Ⅱ	1	1	41	歯科衛生士 臨床検査技師 作業療法士 精神保健福祉士 社会福祉士 栄養士	管理栄養士 放射線技師 理学療法士 あん摩マッサージ指圧師 臨床工学技士
	2	1	21	薬剤師	
医療職Ⅲ	1	1	33	准看護師	
	2	1	25	看護師、保健師	

* 看護助手は職務の内容による。